

議 第 150 号

令和 4 年 9 月 5 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表5の表に次のように加える。

15	熊本市部活動改革検討 委員会	市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議する。
----	-------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）			現行			備考
別表			別表			
1～4 【略】			1～4 【略】			
5 教育委員会の附属機関			5 教育委員会の附属機関			
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的	
1	熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会	史跡としての国の指定を目指す等のため、旧鹿本郡植木町の区域内に存する西南戦争遺跡群について、調査し、審議する。	1	熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会	史跡としての国の指定を目指す等のため、旧鹿本郡植木町の区域内に存する西南戦争遺跡群について、調査し、審議する。	
2	教育委員会指定管理者候補者選定委員会	教育委員会が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。	2	教育委員会指定管理者候補者選定委員会	教育委員会が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。	
3	熊本市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第28条第1項に基づく調査を行う。	3	熊本市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第28条第1項に基づく調査を行う。	
4	熊本市教科用図書選定委員会	小学校及び中学校において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うとともに、その選定に関し必要な事項を協議する。	4	熊本市教科用図書選定委員会	小学校及び中学校において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うとともに、その選定に関し必要な事項を協議する。	
5	熊本市国指定史跡保存活用計画策定委員会	本市が管理する文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡	5	熊本市国指定史跡保存活用計画策定委員会	本市が管理する文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡	

		(塚原古墳群、池辺寺跡、西南戦争遺跡及び熊本城跡を除く。)の保存活用計画を策定するため、必要な事項を審議する。			(塚原古墳群、池辺寺跡、西南戦争遺跡及び熊本城跡を除く。)の保存活用計画を策定するため、必要な事項を審議する。
6	熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会	地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関して検討する。	6	熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会	地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関して検討する。
7	熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会	特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うとともに、その選定に関し必要な事項を協議する。	7	熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会	特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うとともに、その選定に関し必要な事項を協議する。
8	市立高等学校等改革検討委員会	市立高等学校及び市立総合ビジネス専門学校において、その独自性と専門性を高めるとともに、質の高い教育を実現するため、必要な事項を審議する。	8	市立高等学校等改革検討委員会	市立高等学校及び市立総合ビジネス専門学校において、その独自性と専門性を高めるとともに、質の高い教育を実現するため、必要な事項を審議する。
9	熊本市教育の情報化検討委員会	市立学校において、情報通信機器の活用による教育の情報化を推進するため、必要な事項を審議する。	9	熊本市教育の情報化検討委員会	市立学校において、情報通信機器の活用による教育の情報化を推進するため、必要な事項を審議する。
10	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。	10	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。
11	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。	11	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。
12	市立幼稚園における	市立幼稚園における特別支援教育	12	市立幼稚園における	市立幼稚園における特別支援教育

	る特別支援教育等 に関する検討委員 会	等に関し、必要な事項を審議する。		る特別支援教育等 に関する検討委員 会	等に関し、必要な事項を審議する。	
1 3	市立学校における 医療的ケア運営協 議会	市立学校における医療的ケアが必 要な幼児、児童及び生徒に関する 総括的な管理体制について協議す る。	1 3	市立学校における 医療的ケア運営協 議会	市立学校における医療的ケアが必 要な幼児、児童及び生徒に関する 総括的な管理体制について協議す る。	
1 4	金峰山少年自然の 家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る 実施方針、事業の手法及び事業者 の選考について審議する。	1 4	金峰山少年自然の 家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る 実施方針、事業の手法及び事業者 の選考について審議する。	
1 5	<u>熊本市部活動改革 検討委員会</u>	<u>市立学校の部活動について、子ど もの多様な体験の機会を確保する とともに、持続可能な運営を図る ため、必要な事項を審議する。</u>		<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	※ 熊本市立学校の部活動について、子 どもの多様な体験機会を確保すると ともに、持続可能な運営を実現するた め、必要な事項を審議するために設置 する。 所管課：学校改革推進課 令和4年10月1日設置予定。今年度 4回、来年度以降は2か月に1回程度開 催予定。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。